

精神障がい者退院後支援事業

○平成 30 年 3 月に平成 28 年に生じた津久井やまゆり園での障がい者殺傷事件を契機として、国から措置入院者等が退院後に医療・福祉・介護就労支援等の包括的な支援を受けることを目的とした「精神障がい者の退院後支援ガイドライン」が示され、平成 30 年度に本市でも、本格実施に向け県と協力しモデル支援を実施

○令和元年 6 月を目途として正式に実施を予定

- ・対象人員:45 人程度
- ・実施時期:2019 年 6 月以降

これまで

措置入院 ⇒ 措置解除の手續（退院）
（退院後支援について制度的な対応なし）

これから

措置入院 ⇒ アセスメントの作成（病院）
↓
同意を前提として
退院後の支援計画を作成（保健所）
↓
調整会議の実施（保健所・関係機関）
↓
措置解除の手續（退院）
↓
退院後の定期的な訪問（保健所・関係機関）
原則 6 か月

